所得税と市県民税の申告はお早めに

受付は2月16日（月）～　3月16日（月）

問税務課（☎65－6524）

平成26年分の所得税の確定申告と、平成27年度の市県民税の申告を受付けます。

申告受付相談は、本庁と北部振興局を主会場とします。7支所での相談受付は、日程が限られており、混雑が予想されますので、なるべく主会場をご利用ください。

所得税の申告が必要な人

◎サラリーマンの人で、次のいずれかに該当する人
①給与以外の所得（退職所得を除く）が、20万円を超える人
②2か所以上から給与を受けている人
③平成26年中の給与収入が、2千万円を超える人

◎農業所得、不動産所得および雑所得などがある人で、平成26年中の所得の合計が各種控除の合計額よりも多い人

市県民税の申告が必要な人

※所得税の申告をされた人は、市県民税の申告は不要です。

◎平成27年1月1日に市内に居住し、平成26年中に所得があった人

◎国民健康保険に加入している人（収入が無くても申告が必要です）

※遺族年金や障害者年金等の非課税年金を受給している人も申告が必要です。

申告すると市県民税の税額が変わる人

◎平成26年12月31日現在、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳および戦傷病者手帳の交付を受けている人

◎平成26年12月31日現在、配偶者と死別・離婚後、再婚していない人で、寡婦（夫）控除の要件に該当する人

始めにチェック！私は申告が必要ですか？

平成27年1月1日現在、市内に住所のある人が対象です。

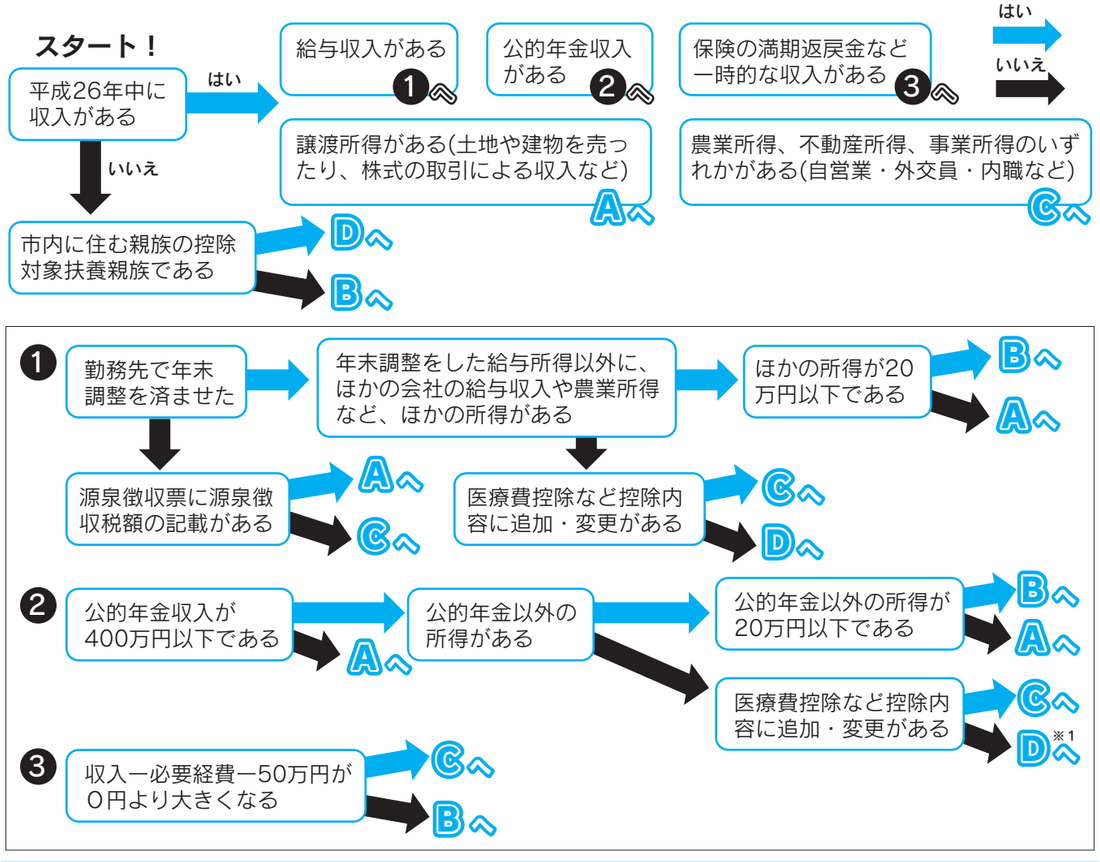

A 所得税の確定申告が必要です　**B 市・県民税の申告が必要です**　**C 所得税または市・県民税の申告が必要です**（内容や金額により申告の種類が異なります）　**D 申告の必要はありません**

※1 所得税の還付を受ける人は、確定申告書の提出が必要です。

申告相談会場	問合せ先	申告相談日
本庁 1階：多目的ルーム	☎65－6524	2月16日(月)～3月16日(月)
北部振興局 2階：第1・2会議室	☎82－5901	
湖北支所 1階：　1－A会議室	☎78－8301	2月16日(月)～18日(水)
びわ文化学習センター (びわ支所)1階：視聴覚室	☎72－5253	2月19日(木)～23日(月)
高月支所 3階：3－B会議室	☎85－3113	2月24日(火)～26日(木)
虎姫生きがいセンター (虎姫支所)1階：会議室	☎73－4852	2月27日(金)～3月3日(火)
浅井支所3階：大会議室	☎74－4352	3月4日(水)～6日(金)
やまなみセンター(余呉支所) 1階：会議室	☎86－3223	3月9日(月)～11日(水)
西浅井公民館(西浅井支所) 1階：会議室	☎89－1121	3月12日(木)～16日(月)

受付時間　8時30分～11時30分、13時～16時　(土日は除く)
※申告等の相談は、上記会場でのみ受付けます。

◆申告相談内容

申告相談することができるものは、医療費控除や途中退職などの還付申告、公的年金等に関するものです。
※営業・不動産・配当・譲渡（株式含む）所得に関することや青色申告についての相談は、長浜税務署でお願いします。

◆申告に必要なもの

①申告書（市税務課または税務署から送付された書類）
②印鑑
③源泉徴収票または給与支払証明書（原本に限る）
④公的年金などの源泉徴収票（原本に限る）
⑤事業所得（農業所得含む）や不動産所得などがある人は、**「収支内訳書」の添付**が必要です。所得の収支計算を行い、書類を作成してお越しください。（作成できていない場合は受付できません）
⑥配偶者特別控除を受けようとする人は、配偶者の源泉徴収票など所得の分かる書類
⑦生命保険などの各種支払証明書（原本に限る）
⑧国民年金保険料支払証明書または領収書（原本に限る）
⑨還付申告の人は本人名義の振込先口座がわかるもの（通帳等）

◆次に該当する人は持ち物を確認ください

①医療費控除を申告する人は、平成26年中に支払った医療費の総額を必ず計算しておいてください。（文書料・差額ベッド料金、インフルエンザの予防接種費用など医療費控除の対象にならない経費があります）
　また、健康保険や生命保険などで補てんされた保険金などがあれば、その金額がわかるものを必ずお持ちください。（計算せずにお越しの場合は、ご自身で計算してからの受付になりますのでご留意ください）
②平成26年中に国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料を納めた人は、1月下旬に市税務課が送付する「社会保険料払込証明書」
③市の固定資産税を必要経費として申告する人は、固定資産税の課税明細書（課税明細書がないときは、市税務課、北部振興局福祉生活課・各支所で、固定資産課税台帳の写しを取り寄せてください）
※65歳以上で要介護認定を受けている寝たきり、または重度の認知症の人は、特別障害者の「認定書」で特別障害者控除が受けられます。また、おむつ費用の医療費控除を受けるのが2年目以降の人は「証明書類」で医療費控除が受けられます。
※認定書、証明書類の発行については、高齢福祉介護課（☎65－7789）まで問合せください。

扶養控除額の変更

年少扶養親族（扶養親族のうち、16歳未満の人）に対する扶養控除および16歳以上19歳未満の人に対する扶養控除の上乗せ額（25万円）が平成23年から廃止されました。なお、市県民税の非課税限度額の算定には、年少扶養の数を含みます。